

クリーニング師 研修を 心で 理解する本。

クリーニング師研修 パンフレット

クリーニング師研修を心で理解する本。

(クリーニング師研修パンフレット)

目次

4 クリーニング師って、
すばらしい

4 国家資格を
取るということ

6 苦情に敏感な業界
=好感の持てる業界

7 信頼される
3つのメソッド
向上／自浄／団結

8 あなたのゴールは
どこにある？

10 みんなが
知ろうとしない
研修廃止のデメリット

12 とても単純な
研修のメリット

14 研修を成功に導く
協力体制

16 参考になる
全国で効果を上げた
受講促進活動

18 参考資料
研修の制度内容

18 参考資料
クリーニング師の
各種申請

20 参考資料
業務従事の
クリーニング師
についての整理

21 参考資料
免許等の届出
状況確認表

クリーニング師 って、すばらしい

クリーニング師は、クリーニング業法とともに生まれ育ってきた国家資格です。

昭和25年にクリーニング業法が誕生した時はまだ、一定規模以上のドライクリーニング事業所に国家資格「ドライクリーニング師」を置くことが義務とされていただけでした。

状況が変わったのは昭和30年。業法の第二次改正の際に「ドライクリーニング師」に代わり「クリーニング師」が生まれ、常時5人以上の従事者を使用するクリーニング所に1人以上のクリーニング師を設置することが義務化されました。さらに昭和35年の第三次改正で、事業規模に関係なく取次所を除く全てのクリーニング所にクリーニング師を置くことになったのです。

これは、ひとえにクリーニング業が不特定多数の衣類を洗たくする生活衛生業であり、クリーニング師がクリーニング所内を監督し、公衆衛生を守る役割を備えているからに他なりません。

さらに時代が進むにつれ、クリーニング師には技術だけでなく、ファッションの進化に伴う新しい素材への対応、接客サービスの向上など、生活衛生業・衣類メンテナンス業・サービス業と幅広い分野に対応することが求められるようになりました。

「クリーニング師」の資格は、決して衣類を洗って返

すためのものだけではありません。衣類をきれいにすること、清潔にすること、お客様に喜んでもらうことなど多くの責任を負っており、また裏を返せば多くの責任を負えるほどの価値があると国が認めた資格なのです。

国家資格を 取るということ

最初に記したとおり、クリーニング師はクリーニング業法に定められた国家資格です。各都道府県知事が行う試験を受け、合格者は自治体に登録される、その身分と価値を国が担保していることになります。

だからこそ国としても、国が保証する制度として資格者が一定のレベルを保ち、事故やトラブルによって資格の価値を毀損しないことを当然求めてきます。

クリーニング業であれば、衣類を洗濯して綺麗で清潔な状態を保ち、時代に応じた消費者のニーズに応えること、これが求められます。

しかし、素材も衣類の流行も消費者ニーズも時代が進むにつれ複雑化していきます。クリーニング師の資格は一度取得すれば原則として死ぬまで保有できますが、資格を持つクリーニング師として時代に負けないように進化し続けることは、一生をかける価値のある、とても難しい課題です。

**だからこそ、「クリーニング師はすばらしい」と
言われなければならないんです。**

年表 クリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習制度の成り立ち

昭和25年	5月27日	クリーニング業法 公布	クリーニング所に関する届出等の義務。 一定規模のドライクリーニング業者には、ドライクリーニング師を選任する義務を課す。
	7月1日	同法 施行	
昭和30年	8月10日	第二次改正	ドライクリーニング師の制度を廃止し、新たに「クリーニング師」の制度を設ける。 「ドライクリーニング営業」と「その他の洗たく業」を「クリーニング業」に一本化する。
昭和35年	1月4日	第三次改正	取次所を除く全てのクリーニング所にクリーニング師を置くことが義務化される。
昭和43年	5月30日	消費者保護基本法 施行	消費者の保護を目的とした法律。現在の消費者基本法。
昭和48年	2月27日	国民生活審議会が答申 「サービスに関する消費者保護について」を内閣総理大臣に提出	クリーニングトラブルの多さから、クリーニング業について、「衛生・安全の確保」「事故防止」等への早急な取組みが必要と指摘される。
昭和60年		厚生省・厚生科学研究委員会 がクリーニング業界の課題の整理に取り組む	消費生活センターに持ち込まれるクリーニングに関する相談が毎年ワースト1になる。 委員会から、公衆衛生向上および消費者保護の観点からクリーニング師と業務従事者の研修・講習制度が必要という意見が出される。
昭和63年	5月31日	第十次改正 (平成元年4月1日 施行)	クリーニング師研修、クリーニング業務従事者講習が開始される。

情報が氾濫する 現代で、 頼られるプロ の役割を果たす

公衆衛生の保持・向上とクリーニング事故防止、消費者擁護対策を目的に誕生したのが「クリーニング師研修」です。公衆衛生、洗濯物の受取り等、洗濯物の処理、繊維製品の話というクリーニングにとって重要な4種のテーマについて最新の情報を研鑽できるように、第十次改正として平成元年に施行されました。

国としては制度を続ける以上、資格者に一定のレベルを求めなければなりません。クリーニング師はこの研修を受講することで定期的に国と接点を持ち、資格を保有するに足る努力を証明することになるのです。

また、もう一つ研修を受けるべき理由があります。現代は情報社会で、専門家も素人も関係なく、インターネットやテレビ、雑誌で即座に情報を仕入れることができます。ただし、その情報は裏付けのない、あるいは伝聞を重ねて誤解を孕んだものである可能性もあります。

一方で研修は法に基づき国（行政）の指導監督の下開催されるものであり、専門家から正しい情報について教えを受けられる場です。情報過多な時代に正しい情報を仕入れ、発信することは、消費者の信頼を勝ち取る有益な方法となり得るのです。

苦情に敏感な業界 = 好感の持てる業界

クリーニングは苦情の多い業種です。

独立行政法人国民生活センターが発表する「消費生活年報2016」によると、2015年度（平成27年度）の消費生活相談の総件数は92万5,681件で、その内の0.6%に当たる5,662件がクリーニングに関する相談でした。

クリーニングの相談件数自体は年々減少傾向にあり、10年前の9,539件に比べ約4,000件減少していますが、相談項目別の総合順位は20位前後で変動がありません。つまり、全体的に相談件数が減っていることで、相対的にクリーニングの相談も減少していることになります。

昭和60年（1985年）頃の相談件数ワースト1に比べれば改善されていると取れますが、未だ商品等分類別相談件数で「クリーニング」のカテゴリが「被服品」や「他の役務」から独立して存在していることが、苦情の多さを物語っています。

消費者が苦情対応で不満の残ったお店を利用することはなく、ひいては苦情が多いイメージのある業界のサービスは利用することを躊躇するでしょう。まして、今はインターネットを使って利用者が即座に感想や評価を公表し、それを他の消費者が参考にして店舗やサービスを選ぶ時代です。消費者からのクレームや相談対応の初動を誤り、大きなニュースとなる事例は後を絶ちません。

消費者の反応に萎縮する必要はありませんが、苦情には敏感であることを心がけて、誠実に対応することが消費者の好感の獲得につながります。

クリーニング相談件数の推移

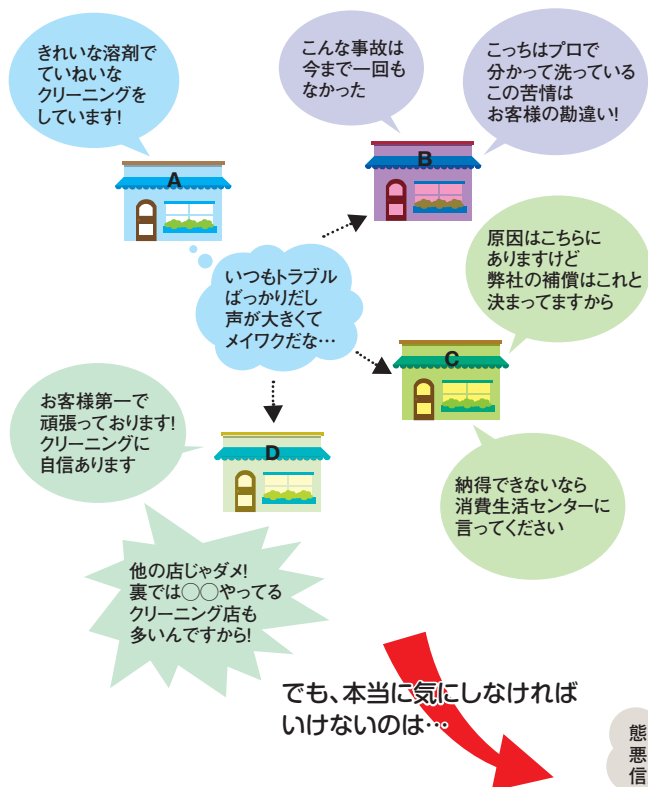
国民生活センター「消費生活年報2016」商品等分類別相談件数・構成比の推移より

年度	クリーニング相談件数	消費生活相談 総件数	年度	クリーニング相談件数	消費生活相談 総件数
2006 (H18)	9,539件 0.9%／19位	1,113,146件	2011 (H23)	6,621件 0.7%／19位	884,116件
2007 (H19)	8,891件 0.8%／19位	1,050,837件	2012 (H24)	6,174件 0.7%／19位	861,217件
2008 (H20)	8,498件 0.9%／20位	950,507件	2013 (H25)	6,018件 0.6%／19位	940,171件
2009 (H21)	7,646件 0.8%／20位	902,329件	2014 (H26)	6,016件 0.6%／19位	960,242件
2010 (H22)	6,743件 0.8%／19位	897,187件	2015 (H27)	5,662件 0.6%／20位	925,681件

クリーニング相談件数 上段:件数、下段:構成比(%)、総合順位

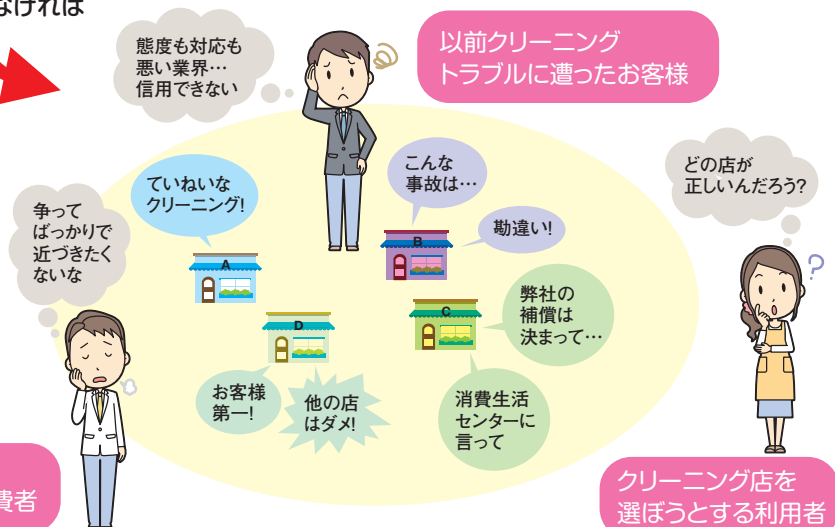
信頼される 3つのメソッド 向上/自浄/団結

同業者の内情は、くっきり見える



既存のお客様、そしてこれから新規の顧客になるだろう消費者から業界がどう見られているか

将来、お客様になるはずだった消費者



「自分のお店はしっかりしているから関係ない」「当たり前のことを言っている」。今までの話でそう感じた方も多いかもしれません。

しかし残念ながら、信頼を築くには長い時間が必要でも壊れるのは一瞬です。いくら個々の取組みや対応が素晴らしくとも業界としてクリーニングトラブルの多発や同業者同士の喧嘩・足の引っ張り合いが目立つようでは業界のイメージ悪化は免れません。

消費者から信頼されるには、自店の向上心を保ち続けることはもちろんのこと、業界全体が改善のための自浄能力を持たなくてはなりません。

その場合も他者を攻撃したりネガティブ・キャンペーンで引き摺り下ろしたりするのではなく、同じビジョンを有して共通の行動を起こすことで、業界が団結している姿勢をアピールすることが重要です。

その方策の一つとして、研修には

- ・「クリーニング事故を防止する」目的
- ・全国規模というフィールドの広さ
- ・国による一定レベルの知識研鑽の場
- ・3年に一度という定期的な活動

と、受ける意義が含まれています。

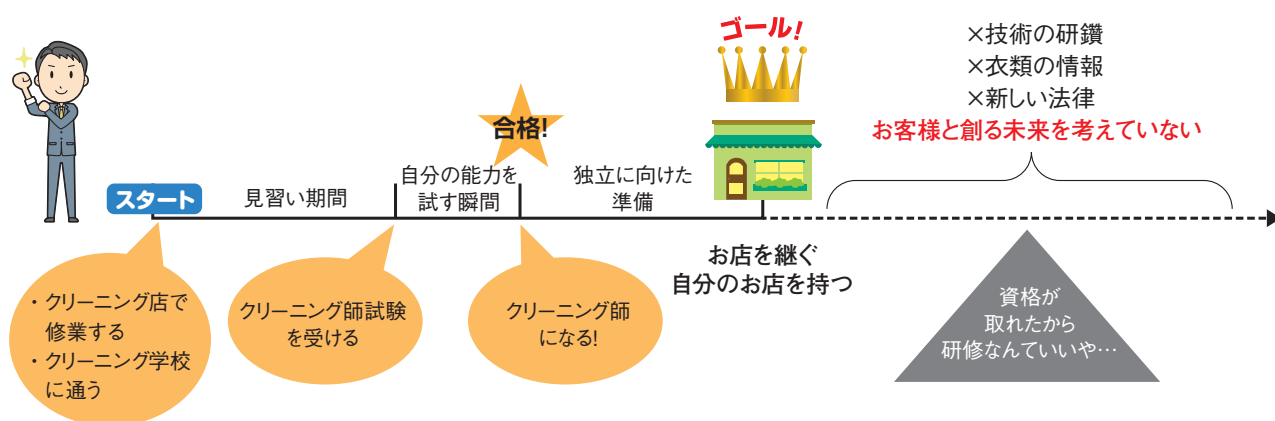
外(消費者)から見て、自浄能力/研鑽を協力して行っている業界でなければ信頼されない・生き残れない→これが、クリーニング研修が生まれ、今日まで続いている意味です。

あなたのゴールはどこにある？

お店を営む上での目標は人それぞれです。それは売上額の場合もあり、店舗拡大の場合もあり、お客様満足度の向上の場合もあるでしょう。

ただ、どのような事業者でも「一番の達成感を得る瞬間＝ゴール」が待っています。そのゴールをどこに設定するか、そして設定したゴールへのアプローチ方法によって、研修の意味合いはぐっと変わってきます。

「自分のお店を持つ」ことを
目標としてきた場合



「自身が経営者になる」というのは自営業を目指す人にとって、とても大切な段階です。

先代からお店を受け継いだり、新たにクリーニング店を立ち上げたりと、経営者になるにはいくつかの方法がありますが、自店を持つに至るまでにはクリーニング学校での勉強やクリーニング店での修業から始まり、クリーニング師試験に合格してクリーニング師資格を取った後も開業に向けた店舗の準備や届出、事業の引継ぎに係る根回しや得意先への挨拶廻りなど多くの通過点が待っています。

これらの苦労を経て自分のお店を持つ瞬間には、非常に大きな達成感が訪れるでしょう。ですが、事業者としてはようやくスタートラインに立った状態です。

ここから店舗を発展させるために、クリーニング技術や接客サービスの向上、衣類の新素材や流行、クリーニング店に持ち込まれる危険性のある感染症への対策といった情報収集など、様々な努力を払わなければなりません。

お客様に長く愛されるためには開店で満足するのではなく、お店を次世代に継ぐ、あるいは自身がクリーニング師として働くことを辞める時まで絶え間なく能力を磨き続けることが必要となります。

この研鑽を行う上で砥石となる役割を果たすのが、クリーニング業に関わる様々な情報を学べる場である「クリーニング師研修」なのです。

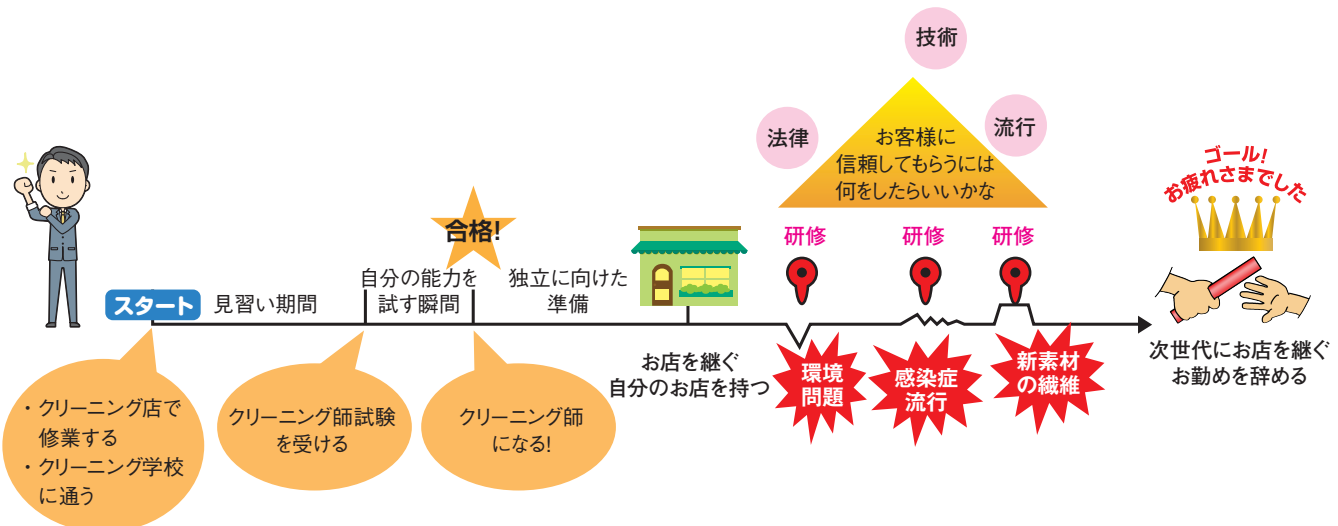
「次世代にバトンタッチする」ことを目標とする場合

クリーニング師研修のカリキュラム

一度の研修につき4種のプログラムを受講します。プログラムには受講時の最新の情報が反映されています。

【プログラム】

- ・衛生法規および公衆衛生
- ・洗濯物の受取り、保管および引渡し
- ・洗濯物の処理
- ・繊維および繊維製品



でも今、クリーニング師研修が 存続のピンチです

クリーニング店の減少や高齢化による参加意欲の低減で
受講者が減っていることで、
この制度を維持・運営していくことが難しくなっています。

みんなが
知ろうとしない

研修廃止の デメリット

現在、クリーニング師研修は受講者数の減少により講師や会場の確保、新規テキストの作製などにかかる資金確保が困難となり、存続の危機を迎えています。

もし廃止になった場合、どのようなデメリットや困難が生まれるのでしょうか。

【デメリット①】

まず一つ目に、クリーニング業界が全国規模で研鑽に努めていることをアピールする機会を失います。

各自で所属・参加する勉強会や講習会はあるでしょうが、研修の廃止によって「法律で定められた」「国（自治体）が行う」というネームバリュー、説得力を手放すことになるのです。

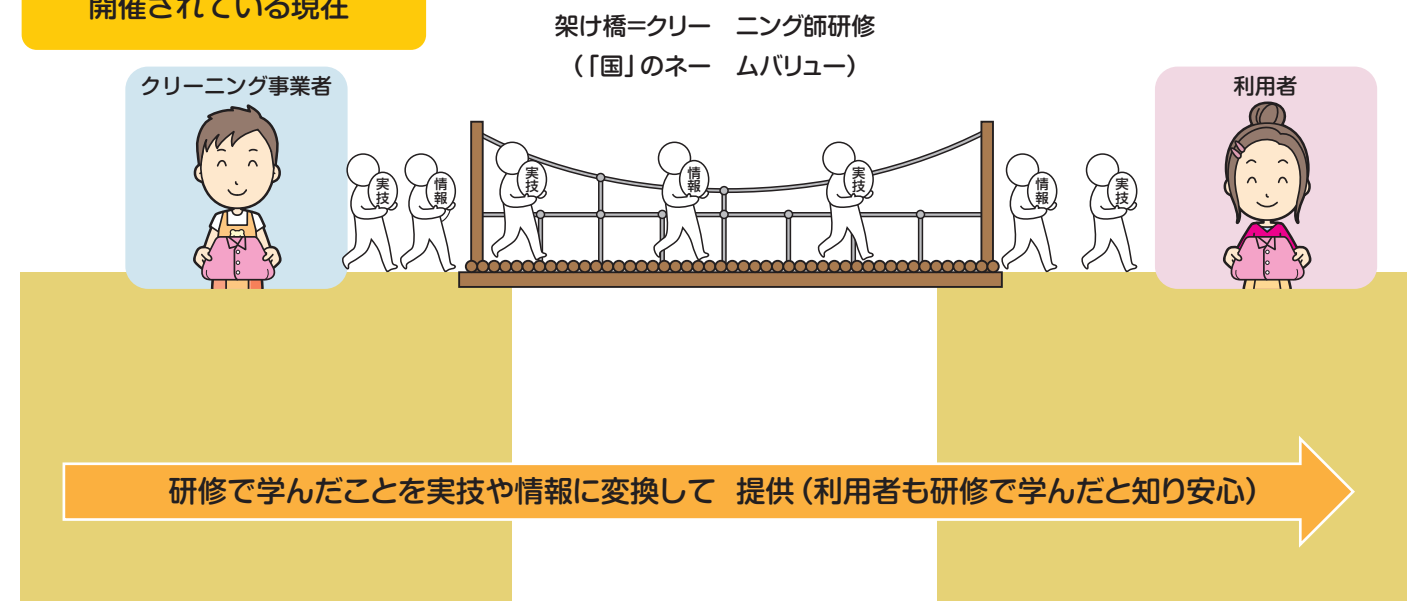
【デメリット②】

二つ目は、消費者の安心感を損なわせます。

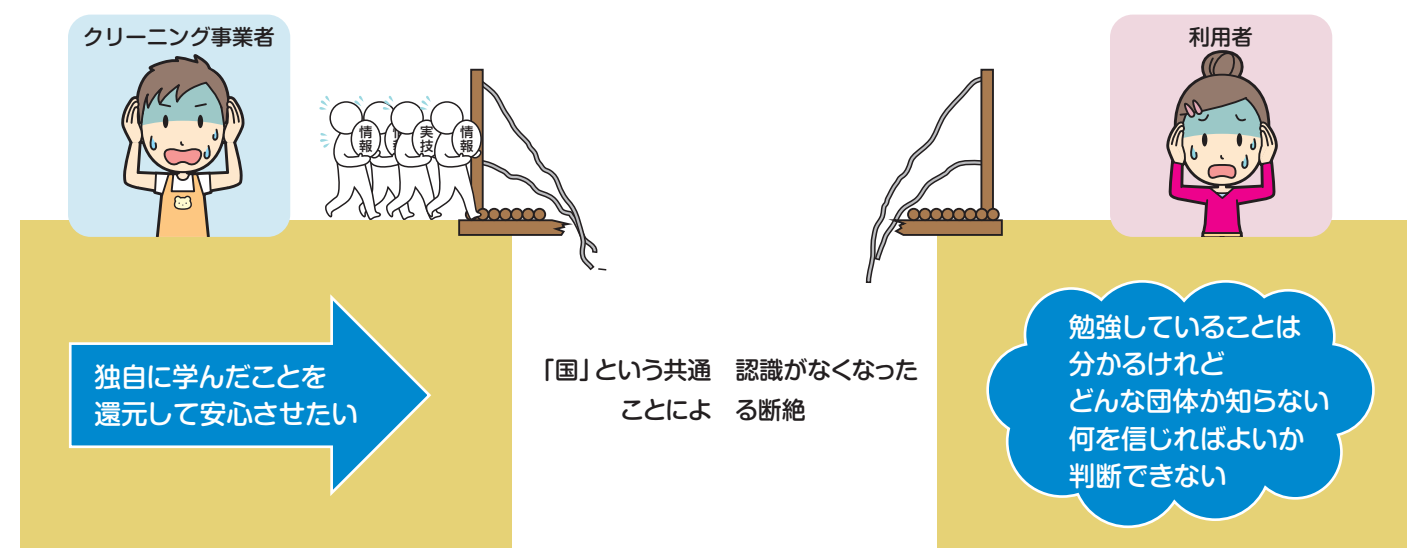
研修で学んだことは店舗経営の血肉となり、クリーニング店の利用者に提供されます。

定期的に最新の正確な情報に更新している安心感、クリーニング店が得た情報を利用者の安全のために活用しているという安心感をクリーニング業界自身の手で損なうことになります。

「クリーニング師研修」が
開催されている現在



「クリーニング師研修」が
廃止されると…



クリーニング師って何をやってるの？ どこで勉強してるの？ 安心の担保は？
クリーニング師の不透明感＝資格・業界への不信感→資格の存在意義の崩壊

【デメリット③】

三つ目は、クリーニング業界が利用者擁護のために学ぶ機会を拒否したという事実が残ります。

一度廃止されてしまうと、たとえ再び消費者擁護のための研修制度が生まれたとしても、利用者利益の擁護が重要視される時代にクリーニング業界が逆行したという事実は消えません。

【デメリット④】

最後に、クリーニング師研修の廃止はクリーニング師制度の廃止にもつながる危険性があります。

クリーニング師資格は一生保有できるものであり、引退の時までクリーニング師として腕を振るうことを許可するものです。その長い期間が保障されるためには、同時に法律を守る、利用者を擁護する、クリーニング事故を起こさないなど様々な責務が求められます。

責務を遵守するための方策全てを事業者の自主性に任せた場合、国は何をもって資格の精度と安全性を判断し、国が発行する資格であると保証すればよいのでしょうか。

クリーニングはトラブルの多い業種です。クリーニング事業者が自ら学ぶ機会を放棄し、トラブルが増加したり消費者の不安を煽ったりすることになれば、資格の価値がなくなり、国としても資格制度を止めざるをえません。

クリーニング師資格が停止されれば、十分な水準に達していない事業者や個人が「クリーニング」を名乗って事業を始め、そして無用なトラブルが増加することで、「クリーニング」に対する信頼が崩壊する危険性すらあり得ます。

それを防止するためにも、業界が率先して学ぶ姿勢を打ち立てることが重要なのです。

とても単純な 研修のメリット

クリーニング師研修のメリットは、とても単純で分かりやすいものです。

まずは、先ほど (p10~11参照) で述べたデメリットとは反対の効果がクリーニング業界や事業者にもたらされることが挙げられます。

つまり、国で定めた全国規模の研修にクリーニング事業者が定期的に参加することで、クリーニング業界が団結して利用者擁護に努めていることを消費者にアピールできます。同時に、国に対してはクリーニング師がその資格に伴う責任を果たそうとする意志を示すことができます。

また、この他にも定期的にクリーニングに関して満遍なく反復する機会を得られ、かつ最新の情報に更新できることが挙げられます。

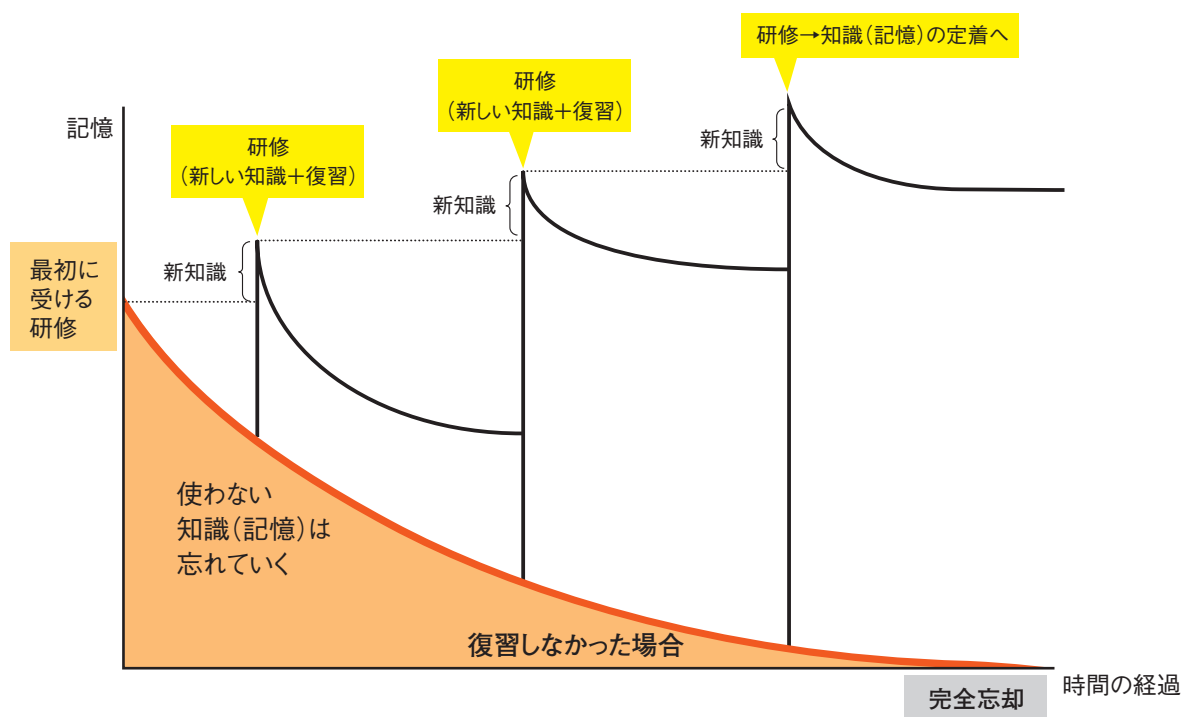
人間の記憶は時間を経るごとに忘却していきます。忘却を防ぐ有効な方法は、当たり前のことではありますが定期的な復習で知識を確実に定着させていくことです。また日頃から仕事に活用している知識も使っているうちに思い込みやクセで偏りや誤認が生まれる可能性があります。

加えて、日頃事業者として店舗を経営し、クリーニング業務に従事していると、どうしても新たな情報や知識を仕入れる時間を捻出するのが難しくなってきます。

1日の内、業務に費やす分を抜いた時間は限られています。その中で家事や私事、地域活動をこなしながらクリーニングに関するニュースを調べ、重要度を図って内容を精査する行為は体力と気力を非常に要します。

さらには興味の有無でもニュースに対するアンテナの感度は変わってくるため、全ての情報を集めることは困難と言わざるをえません。

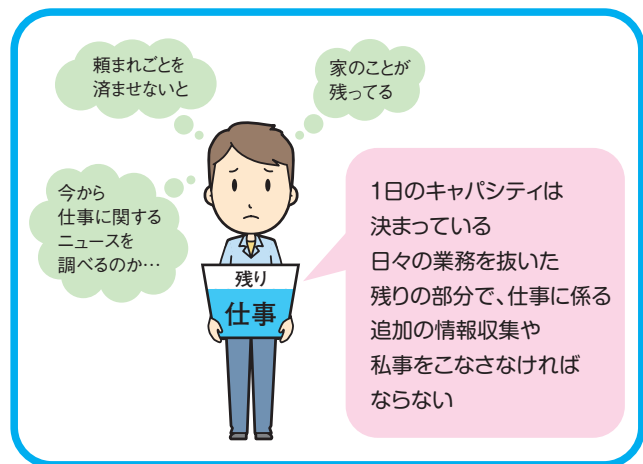
定期的な復習で知識の更新と定着を図る



そこで役立つのが研修です。

クリーニング師は3年以内に一度（業務に従事した初めの年は1年以内に一度）、研修を受けなければなりません。

またクリーニングに関係する最新の情報をテキストに組み込むとともに、専門の講師が講義を行うため、情報の偏りが起こりにくく知識の復習、修正、更新を行うのに適しています。



専門家に教わり 知識の 復習、修正、更新 ができる

研修を受けることで

- ・業務の一環として時間を作り出せる
- ・必要なトピックスが用意されている
- ・正しい情報を専門家から受け取れる

■クリーニング師研修 近年のカリキュラム（テキストより一例を抜粋）

【新JIS取扱い表示（JIS L 0001）】

平成28年12月1日に施行された新たな取扱い表示「JIS L 0001」について、以前の取扱い表示「JIS L 0217」との対比表と解説や付記用語の例などを紹介している。

【クリーニング事故賠償基準】

平成27年10月に施行された改訂・クリーニング事故賠償基準について、運用マニュアルや商品別平均使用年数表を掲載している。

【環境法規、労働安全衛生 等】

建築基準法の概要や、水質汚濁防止法に定められる有害物質（テトラクロロエチレン、フッ素系溶剤）による地下水汚染を未然に防止するための措置や土壌汚染対策法による土壌汚染対策、テトラクロロエチレンを使用する作業所における作業環境測定等の健康障害防止措置などについて説明している。

【公衆衛生（感染症対策）】

消費者の衣類を預かり、クリーニングして返却する生活衛生業として営業所を清潔に保つことが必須であることから、ノロウイルス、インフルエンザ（新型を含む）、ジカウイルス等の感染症対策として予防策等を紹介している。

この他、クリーニング事故事例とその対応、トラブル防止のポイントや、カウンター業務の重要性、繊維素材に関する知識、クリーニングの種類ごとに分類した洗濯物の処理方法などを掲載している。

研修を成功に導く 協力体制

クリーニング師研修をスムーズに開催するためには、研修に関わる各機関と受講するクリーニング師の協力が必要です。

研修はクリーニング業法第八条の二に定められており、都道府県（知事）が行政庁、その行政庁の指定を受けた指定機関（研修主催者）が公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（都道府県指導センターは、全国指導センターから委託されて各都道府県で研修会を開催）、クリーニング師が受講者となります。

つまり、研修は「都道府県⇄全国（都道府県）指導センター⇄クリーニング師」の三者が中心に携わっています。加えて、厚生労働省が法施行通知を発出して都道府県に対して研修の的確な実施を求めており、都道府県クリーニング組合や全国クリーニング連合会、地域の保健所、都道府県、生活衛生業を所管する厚生労働省といったクリーニングに関係する機関も開催に関わっています。

■研修に関わる機関、クリーニング師の役割

【都道府県の役割】

- ①クリーニング師研修を実施する機関を指定する。
→全国指導センターを指定（指定機関）。
- ②各種広報を利用して、研修等の開催を広く営業者やクリーニング師などの関係者に周知する。
- ③通知等を利用して関係機関に指導を行う。

【全国指導センターの役割】

- ①研修等の主催者として都道府県知事の指定を受ける。
- ②各都道府県指導センターに実施を委託し、全国で研修を開催。全国の実施状況のまとめ役となる。
- ③研修のためのテキストを作製する。

【都道府県指導センターの役割】

- ①全国指導センターから委託を受け、会場や講師の手配などを行い、各都道府県で研修を開催する。
- ②研修の対象となるクリーニング師へ案内を通知する。

【クリーニング業法 第八条の二】（クリーニング師の研修）

- 1 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- 2 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、前項に規定する研修を受ける機会を与えなければならない。

【クリーニング業法施行規則 第十条の二】（クリーニング師の研修）

- 1 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に法第八条の二の規定による研修（以下「研修」という。）を受けるものとする。
- 2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、前項の研修を受けた後は、三年を超えない期間ごとに研修を受けるものとする。

【クリーニング師の役割】

- ①業務に従事するクリーニング師は研修を受講する。
- ②都道府県へクリーニング師免許に関わる登録内容の変更、返納などの各種届出を正しく行う。また、事業者は自店のクリーニング師の在籍状況に変更がある場合には保健所等に届け出る（p20～21参照）。

【保健所の役割】

- ①クリーニング所に対する監視指導の際、研修受講状況を確認する。
- ②受講促進のため、クリーニング師の氏名等の提供、開催案内における保健所長および研修主催者との連名記載などに協力する。

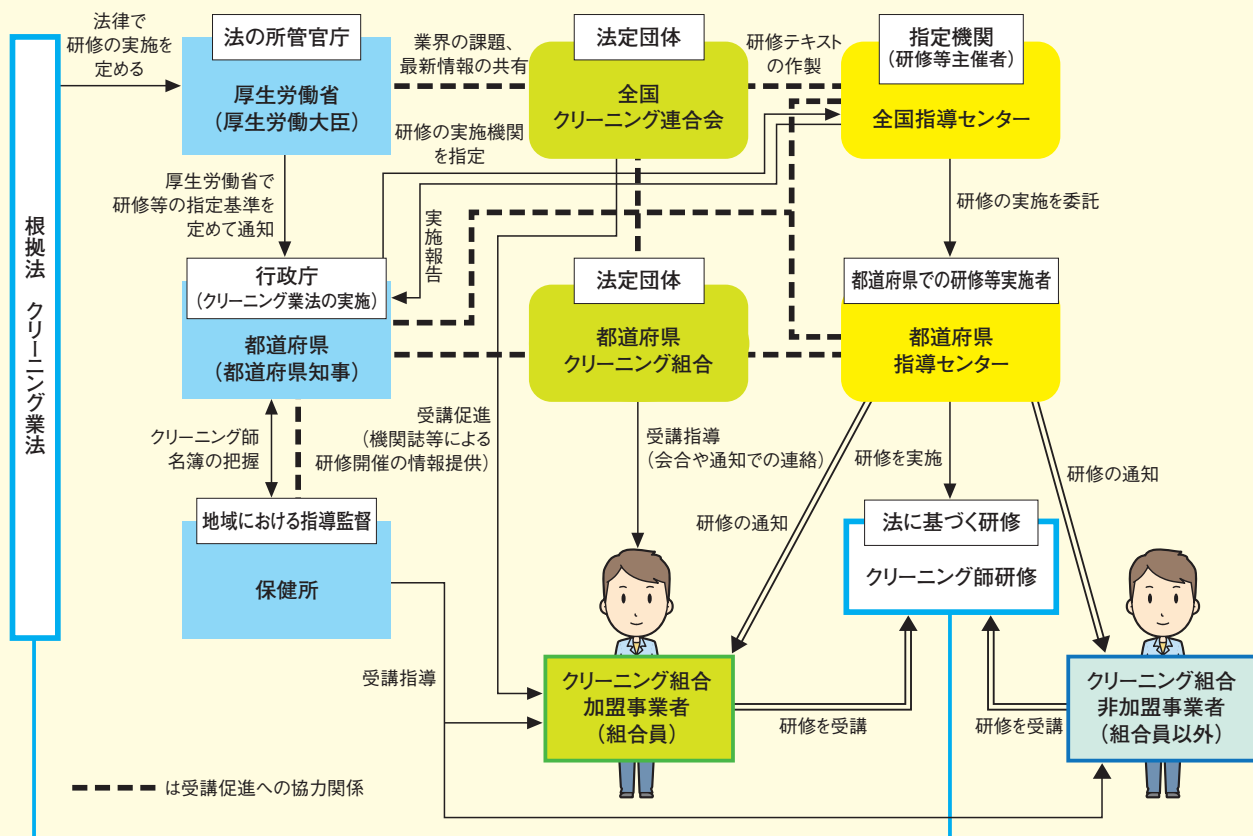
【クリーニング組合／全ク連の役割】

- ①加盟組合員に受講促進を働きかける。
- ②研修の受講促進のため、関係機関と連携を取る。

このように、各々の役割は日頃からできることや研修の実施に係る基本的な事柄ばかりです。研修の成功には日々の準備の積み重ねが重要であり、研修当日はそれまでの準備を組み合わせる総仕上げの場となります。

都道府県・保健所の指導の下、主催者、実施者、受講者を中心に関係者が研修の実施・受講という一つの目的に向き合うことが研修の成功につながり、クリーニング業界が法を順守し、利用者利益の擁護に努めていることを消費者へアピールできるようになるのです。

【クリーニング師研修実施のための協力体制】



参考になる 全国で効果を上げた 受講促進活動

①岩手県の取組み「駆け込み受講の呼び掛け」

■受講案内の再送付

県内ではクリーニング師に受講案内を送付しても中身を見ないまま放置、もしくは案内を失くして未受講というケースが多かったため、**県指導センターから年度の最終回となるクリーニング師研修前に未受講者に宛てて再度受講案内を送付した。**

その際に**封筒表面に朱書きで「必ずご覧ください」と手書きし、受講を呼び掛けた。**結果、**最終回の研修には駆け込み受講者が全体の4割を占めた。**

■組合による定期的な呼び掛け

岩手県クリーニング組合が定期的に支部長に受講を呼び掛けることで、組合全体で受講の意識を高めている。

②新潟県の取組み「受講率ワーストエリアの同行訪問」

■受講率の低い地域における訪問活動

県指導センターが新潟県内の**研修受講率が特に低い地域をピックアップし、当該地域を担当する保健所と県指導センターが長期未受講者への「同行訪問」を行っている。**また、県庁所在地の新潟市保健所管内については、クリーニング施設数も多く毎年度実施している。

平成25年度は3保健所53店舗（11日間）、平成26年度は2保健所50店舗（10日間）、平成27年度は2保健所30店舗（4日間）、平成28年度は1保健所・1自治体37店舗（4日間）を回り、どの年度も**未受講者の約1割が受講する成果**を得た。

■大手事業所への訪問受講勧奨

県指導センターの職員が県内の大手クリーニング店に対して4月中に訪問・面談し、所属するクリーニング師の研修受講を呼び掛けている（平成28年度は大手企業5店舗を訪問）。

加えて、大手事業所は従事するクリーニング師の勤務地が変わることも多いため、クリーニング師の異動の際

クリーニング師研修では、これまでに全国各地で受講率や受講者数を向上させるための取組みが行われています。

その中から、受講促進に大きな効果のあった取組みをピックアップして紹介します。すぐに実施できるものばかりですので、受講促進活動にご活用ください。

には速やかに保健所への届け出を行うよう、あわせて要請している。

③和歌山県の取組み

「県の入札参加資格に指定／大都市での研修開催回数UP」

■県庁所在地における研修の毎年度開催

和歌山県では従事クリーニング師の約4割が和歌山市に在籍している。しかし、第8クールまでは**和歌山市での研修を1クール（3年）あたり1回しか実施してこなかった。**

そこで第9クールからは**毎年度実施するようにしたところ、受講者が5割近く増加した。**

■クリーニング組合による電話指導

和歌山県クリーニング組合から組合員の受講対象者に宛てて、県指導センターの受講案内とは別途はがきで案内を送付している。加えて理事長、副理事長が自ら組合員に対して電話で受講指導を行った結果、第9クールは受講対象となる組合員の約8割が研修を受講した。

■県入札参加資格に研修受講を義務付け

和歌山県が**県の入札に関して、クリーニング業者の参加資格に研修の受講を義務付けた**結果、受講率向上につながった。

組合と行政（保健所）の協力関係について

生衛法（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）において、「**行政は生衛法やクリーニング業法の円滑な実施を図るため組合に協力させることができる**」と定められるとともに、「**組合等に対して行政は必要な助成や援助を行うよう努めなければならない**」と定められています。

クリーニング師研修はクリーニング業法に定められた制度であることから、行政（保健所）と組合が相互に協力して研修の実施に努めることが望まれます。

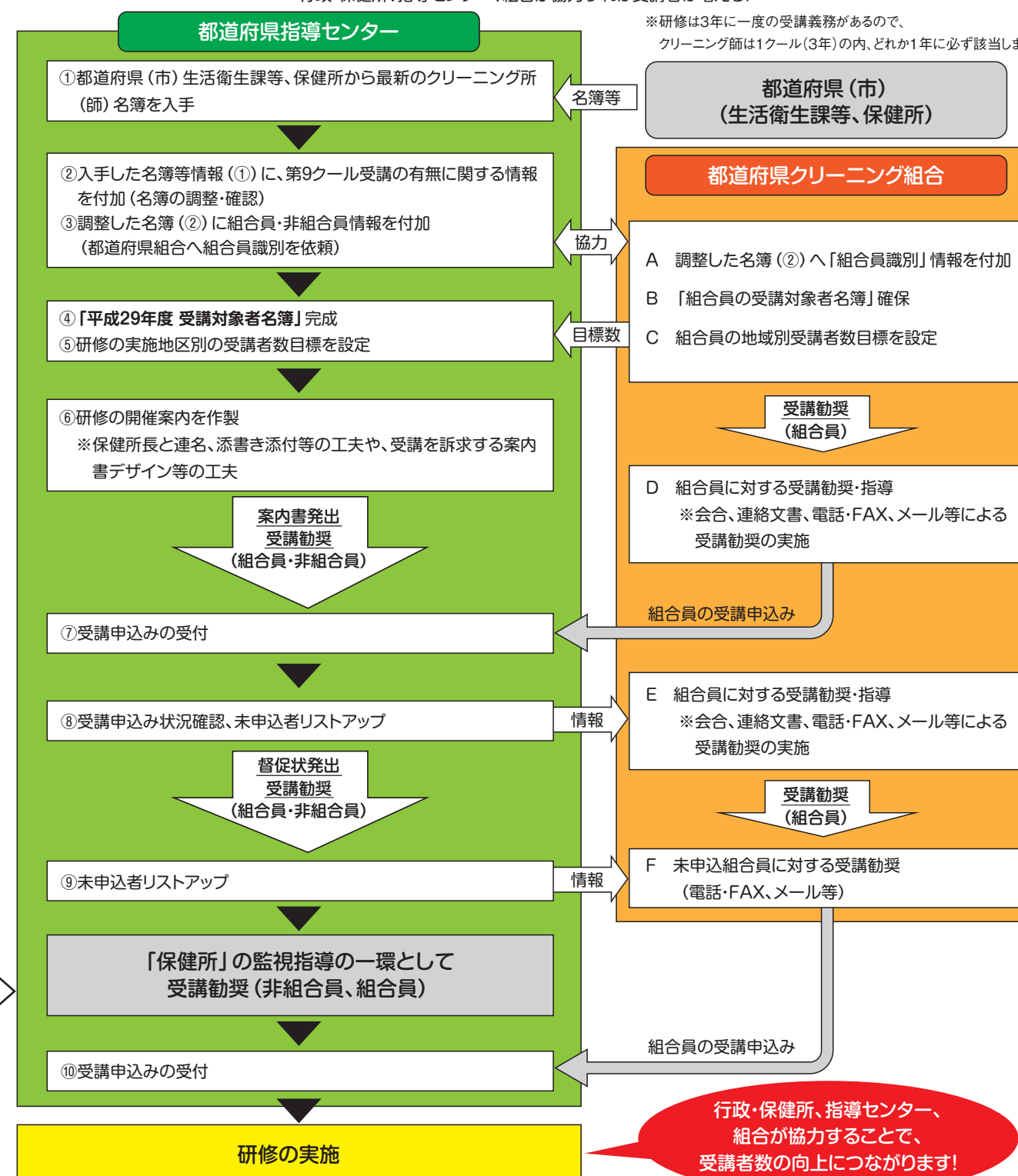
■平成29年度 クリーニング師研修受講促進の実施・協力体制について

平成29年度は受講者数の増加を目指して全国で受講促進の取組みを行います。そのため、行政、指導センター、組合の相互協力が必須です。

平成29年度（第10クール・2年目）クリーニング師研修の受講促進フローチャート

行政・保健所、指導センター、組合が協力すれば受講者は増える！

※研修は3年に一度の受講義務があるので、クリーニング師は1クール（3年）の内、どれか1年に必ず該当します



参考資料 研修の制度内容

■クリーニング業法 第八条の二

および施行規則第十条の二

「クリーニング師の研修」概要

- ①クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、**3年を超えない期間ごとに一度**、クリーニング師研修を受けなければならない。(業務に従事した**初めの年は1年以内**に)
- ②営業者は、その事業所で従事するクリーニング師に対し、研修を受ける機会を与えなければならない。

■行政庁・主催者

行政庁 都道府県知事

主催者 民法第34条に規定する公益法人

→「公益財団法人全国生活衛生営業指導センター」が実施

■研修のクール区分

3年を1クールとして開催。平成元年度～3年度を第1クールとし、現在は平成28年度～30年度の第10クール。

■クリーニング師研修 受講料(上限)

- ・クリーニング師研修 5,000円
(特管物講習を含む場合は8,000円)
- ・業務従事者講習 4,500円

[研修受講料の内訳]
 ・事業委託費 3,700円/件
 (開催費用、事業委託費等)
 ・テキスト購入費 700円/件
 ・事業事務費 600円/件
 (受講票・終了証書等印刷費用、担当者会議旅費)

参考資料 クリーニング師 の各種申請

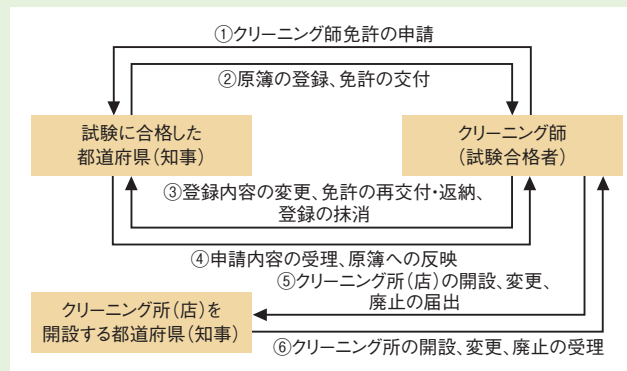
■クリーニング師の登録

クリーニング師試験合格者は、合格した都道府県にクリーニング師免許の申請を行うことでクリーニング師原簿に登録される。また免許の変更、再交付や返納、登録抹消についても申請しなければならない。

これらクリーニング師の申請内容は、「登録番号・登録年月日」「本籍」「氏名・生年月日」「登録抹消の年月日、その事由」「免許証再交付の年月日、その事由」等として都道府県が備える原簿に反映される。

クリーニング師試験に合格しただけでは、クリーニング師になることはできません。合格後、クリーニング師免許の申請を行い、クリーニング師原簿に登録されることで資格取得となります。登録、変更や再交付などの各種手続きについて紹介します。

※申請内容によっては代理人による申請を受け付けている地域もある。また、届出先は地域の保健所や役所の衛生課等になる。詳細は登録先の都道府県へお問合せいただきたい。



■使用テキスト

- ・「クリーニング師研修用テキスト」
- ・必要に応じてサブテキストを使用
- ・特管物講習を受ける場合は専用テキストを使用

■クリーニング師研修の内容

①プログラム（各**1時間以上**）

- ・衛生法規および公衆衛生
- ・洗濯物の受取、保管および引渡し
- ・洗濯物の処理
- ・繊維および繊維製品

※加えて、特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得のための講習を受ける場合は2時間以上

②プログラムの特例

前回受講より3年以内で受講する者については、総時間数の3分の1未満を省略できる。なお、各科目の時間数は2分の1未満を省略できる。

【例】特管物講習を除く4時間

（＝240分）の枠の場合

「洗濯物の受取、保管および引渡し」

「洗濯物の処理」

「繊維および繊維製品」を各**45分**

＝合計135分

「衛生法規および公衆衛生」**35分**

135分+35分＝**総合計170分**

■登録内容の変更、免許の再交付、返納等

登録内容の変更

本籍、氏名を変更したときは、10日以内に**免許を与えた都道府県へ訂正の申請**を行う。

免許の再交付

クリーニング師が免許証を失ったとき、破れたときなどは、**1ヶ月以内に免許を与えた都道府県へ再交付の申請**をしなければならない。

免許の取消

免許の取消処分を受けた場合は、5日以内に免許を与えた都道府県へ返納しなければならない。

免許の返納、登録の抹消

クリーニング師が死亡または失踪宣告を受けたときは、**1ヶ月以内に、免許を受けた都道府県に対してそのご家族等が免許を返納**しなければならない。

その他、病気等により業務が不可能とクリーニング師本人が認めた場合には、免許を受けた都道府県に対してクリーニング師登録の抹消を申請できる。

■クリーニング所の開設

クリーニング所を開設する場合、事業者は、クリーニング所の名称や所在地、開設予定日、構造設備、営業者、クリーニング師の氏名等を、**開設地を所轄する都道府県に届け出**なければならない。

また、変更があった場合にも速やかに届け出なければならない。

参考資料 業務従事の クリーニング師 についての整理

各都道府県がクリーニング師の在籍状況を正確に把握するために、事業者は自店のクリーニング師の登録、変更について保健所等へ届け出る必要があります。

また届出を行い、正しい在籍状況を登録することでお手元に不要分のクリーニング師研修の受講案内が届くことを防げます。

こんな時には保健所への届出が必要です

	実際の事情	〇△市保健所への従事 クリーニング師の届出状況	“実際の姿”で考えた 従事クリーニング師数
A店 	クリーニング師免許を持っていた旦那様が亡くなられ、現在は奥様が取次だけやっている。	旦那様 1名 (まだ、奥様が届出をされていない) 合計1名	 0名
B店 	現在2世代で経営。お父様と息子さんがクリーニング師免許を持っている。最近、高齢化した職人さんがお辞めになった。	お父様 1名 息子さん 1名 職人さん 1名 (職人さんが働き始めた時にその届出を行ったが、辞めた後、その旨を届けていない) 合計3名	 2名
C店 	お父様がつい最近、息子さんにお店を譲った。お父様はお店から離れた自宅で、受付だけを行っている。 (取次ではクリーニング師免許は必要ない)	お父様 1名 息子さん 1名 (クリーニング師であるお父様が、C店から離れた届出をしていない) 合計2名	 1名

☆保健所に届け出していたクリーニング師が死亡や病死・退社等により、業務に従事しなくなったときは、保健所への変更届の提出が必要です。

☆変更届を提出しないままですと、いつまでたってもクリーニング師研修の受講案内が届くなどご不便をおかけするとともに、クリーニング師研修の正確な受講状況が把握できなくなってしまいます。

☆保健所への変更届の際に「クリーニング師免許証」は返納する必要はありません。
(ただし、死亡の場合は免許の交付を受けた都道府県への返納が必要です)

参考資料

免許等の届出 状況確認表

ご自身やお店の届出状況を再度確認してみましょう。

まだ対応していない項目がある場合は、免許を登録した都道府県や地域の保健所などに届出をお願いします。

■クリーニング師免許関係

チェック欄	届出項目	備 考
	クリーニング師の免許・登録に関する届出(試験合格地の都道府県)	
	免許の申請	クリーニング師試験に合格し、クリーニング師として登録する場合
	免許の訂正申請	免許の記載事項(氏名、本籍の都道府県名)に変更が生じた場合
	免許の再交付申請	免許を亡失、または毀損した場合 ※再交付の後に失くした免許を発見した場合には、5日以内に提出する
	免許の返納届	免許の取消処分を受けた場合、またはクリーニング師本人が死亡ないし失踪宣告を受けた場合
	登録の抹消申請	病気等により業務が不可能とクリーニング師本人が認め、免許の抹消を希望する場合

■クリーニング所関係

チェック欄	届出項目	備 考
	クリーニング所を営業する場合に必要な届出(お店を開設する都道府県)	
	開設届	一般クリーニング所、または取次所を開設する場合
	営業届	無店舗取次店を営業する場合
	営業開始後に変更等が生じた場合に必要届出(お店を開設している都道府県)	
	変更届	営業者の氏名(結婚等による)、営業者の住所・名称、構造設備などが変更となった場合 ※開設者の変更、店舗の移動、拡張やその他大幅な構造設備の変更の場合は新規の開設扱いになる場合もあるので、事前に相談をすること
	廃止届	営業を廃止した場合
	承継届	相続、または合併・分割により、営業者の地位を承継した場合

※上記は届出の代表例です。この他にも都道府県によって各種届出が定められている場合がありますので、ご確認をお願いします

クリーニング 師研修を心で 理解する本。

Cleaning-si
kensyû wo
kokoro de rikai
suru-hon.

クリーニング師研修パンフレット

平成29年7月 第1版

発行 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
〒160-0011
東京都新宿区若葉1-5
全国クリーニング会館
TEL 03-5362-7201
HP <http://www.zenkuren.or.jp>

本誌の無断転載・複製・借用・放映を禁じます。

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

Cleaning-si kensyû wo
kokoro de
rikai suru-hon.